

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について

「女性活躍推進法」に基づき、女性職員が仕事と子育て等のライフイベントを両立しながら継続就業できる環境整備を行うとともに、能力を十分に発揮できる職場環境の整備に努める。女性職員が活躍できる仕組みを整備すると同時に、当院と社会にとって優秀な人材の確保に努めるために次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2026 年 4 月 1 日 ～ 2031 年 3 月 31 日

2. 計画の見直し

行動計画は、環境改善の為に弾力的に変更できるものとする。

3. 実績情報公表について

- ・ 必須公表① 男女の賃金差異 別紙にて毎年公表
- ・ 必須公表② 女性管理職比率 38.09%
- ・ 選択公表①「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」
採用した労働者に占める女性労働者の割合 71.64%
- ・ 選択公表②「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」
労働者に占める女性労働者の割合 72.6%
- ・ 選択公表③「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」
男女別の育児休業取得率 女：100% 男：71%
- ・ 選択公表④「職業生活と家庭生活との両立に資する機会の提供」
労働者の一月あたりの平均残業時間 8時間

4. 行動計画に掲げる目標及び対策について

必須公表② 女性管理職比率 38.09%

→管理職（医師は医長以上）に占める女性の割合を 40%以上にするよう、女性管理職の割合を向上させる。

選択公表④ 労働者の一月あたりの平均残業時間 8時間

→引き続き時間外労働の減少を目指し、帰宅しやすい職場環境を維持する。